

# 川崎市における ヘイトスペーチの抑制と 多文化共生社会構築のとりくみ

**萩原周子**·川崎市職員労働組合

# 0-----川崎市の概況

2016年7月末住民統計によると、全市人口1.469.648人のうち外国人 市民は34.472人であり、人口比は2.34%。その出身国は、1位:中国、 2位:韓国又は朝鮮、3位:フィリピン、4位:ベトナム、5位:台湾 となっている。

本市(川崎市)では、1970年代から、外国人市民が国籍や文化、 言語の違いなどによって社会的な不利益を受けないよう、次のよ うな (表1) 制度の改善を図るとともに、あわせて教育・啓発等 の取組を進めてきました。

さらに、外国人市民の声を市政に反映するため、1996(平成8) 年に川崎市外国人市民代表者会議を条例で設置するなど、共生の 地域社会づくりを進めてきました。(川崎市ホームページから引用)

# 1-----川崎市の人権施策および多文化共生施策

# (1) 川崎に在日コリアン集住地域が存在した経緯

戦前から多摩川の砂利採掘等などのため、現在の市域に集住地域がい くつか形成されていた。1939年に日本鋼管が京浜製鉄所を建設し、工 場労務者として川崎市臨海部に朝鮮半鳥出身者が多数集まることとなっ た。終戦後、工場労務者の多くは帰国したが、さまざまな事情で帰国せず、 国内での居住を継続する人もおり、そこを頼って地方に残っていた朝鮮 半島出身者が集まるという状況も生まれ、川崎の臨海部(池上町、浜町、 桜本)に住み続ける人も多くなった。

### 表1

年度   取り組みの内容   市内在住外国人への国民健康保険の適用   1975 (昭和 47) 年   市内在住外国人への国民健康保険の適用   1986 (昭和 61) 年   川崎市在日外国人教育基本方針―主として在日韓国・朝鮮人教育―」の制定   1988 (昭和 63) 年   川崎市広れあい館の開設   1989 (平成元) 年   財団法人川崎市国際交流協会設立   1990 (平成 2) 年   州崎市外国人市民施策推進のための 24 項目の検討課題をまとめる   1993 (平成 5) 年   川崎市外国籍市民意識実態調査の実施   外国人市民施策推進のための 24 項目の検討課題をまとめる   1993 (平成 5) 年   川崎市外国籍市民意識実態調査の実施   外国人市民施策調査研究委員会から「川崎市国際政策のガイドラインづくりのための 53 項目の提言」を答申   1994 (平成 6) 年   州ム高齢者福祉手当、外国人心身障害者福祉手当の支給開始   川崎市国際交流センターの開設   川崎市国際交流センターの開設   川崎市国際交流センターの開設   川崎市外国籍条項撤廃 (消防士を除く)   川崎市外国人市民代表者会議条例」の制定及び会議の設置   1998 (平成 10) 年   「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」を策定   川崎市在日外国人教育基本方針   を改定し、「川崎市外国人教育基本方針   を改定し、「川崎市外国人教育基本方針   を改定し、「川崎市内国人教育基本方針   2000 (平成 12) 年   川崎市人権施策推進指針」の策定   1川崎市人権施策推進基本計画   の策定   2007 (平成 19) 年   川崎市人権施策推進基本計画   の策定   1川崎市名文化共生社会推進指針   の改定   1川崎市の国人市民意識実態調査の実施   1月崎市外国人市民意識実態調査の実施   1月崎市外国人市民意識実態調査の実施   1月崎市外国人市民意識実態調査の実施	我 1		
1975 (昭和 50) 年 市営住宅入居資格の国籍条項撤廃、児童手当の支給開始	年度		取り組みの内容
1986 (昭和 61) 年   川崎市在日外国人教育基本方針一主として在日韓国・朝鮮人教育一」の制定   1988 (昭和 63) 年   川崎市ふれあい館の開設   1989 (平成元) 年   財団法人川崎市国際交流協会設立   1990 (平成 2) 年   外国人市民施策推進のための 24 項目の検討課題をまとめる   1993 (平成 5) 年   川崎市外国籍市民意識実態調査の実施   外国人市民施策調査研究委員会から   川崎市国際政策のガイドラインづくりのための 53 項目の提言」を答申   1994 (平成 6) 年   外国人高齢者福祉手当、外国人心身障害者福祉手当の支給開始   川崎市内国籍交流センターの開設   川崎市外国籍市民意識実態調査 (面接調査)の実施   1996 (平成 8) 年   市職員採用の国籍条項撤廃 (消防士を除く)   川崎市外国人市民代表者会議条例」の制定及び会議の設置   1998 (平成 10) 年   「川崎市大田人本の広報のあり方に関する考え方」を策定   「川崎市在日外国人教育基本方針」を改定し、「川崎市外国人教育基本方針ー多文化共生の社会をめざして一」を制定   「川崎市人権施策推進指針」の策定   1116時市人権施策推進指針」の策定   2005 (平成 17) 年   「川崎市多文化共生社会推進指針」の策定   2007 (平成 19) 年   「川崎市入権施策推進基本計画」の策定   2008 (平成 20) 年   「川崎市人権施策推進基本計画」の策定   2014 (平成 26) 年   川崎市外国人市民意識実態調査の実施   2015 (平成 27) 年   「川崎市人権施策推進基本計画   「人権かわさきイニシアチブ」」の改定   1116市人権施策推進基本計画   「人権かわさきイニシアチブ」」の対   1116市人権施策推進基本計画   1116市人   1116市人	1972 (昭和 47)	年	市内在住外国人への国民健康保険の適用
定 1988 (昭和 63) 年 川崎市ふれあい館の開設 1989 (平成元) 年 財団法人川崎市国際交流協会設立 1990 (平成 2) 年 外国人市民施策推進のための 24 項目の検討課題をまとめる 1993 (平成 5) 年 川崎市外国籍市民意識実態調査の実施 外国人市民施策調査研究委員会から「川崎市国際政策のガイドラインづくりのための 53 項目の提言」を答申 1994 (平成 6) 年 外国人高齢者福祉手当、外国人心身障害者福祉手当の支給開始川崎市国際交流センターの開設川崎市外国籍市民意識実態調査 (面接調査)の実施 1996 (平成 8) 年 市職員採用の国籍条項撤廃 (消防士を除く)「川崎市外国人市民代表者会議条例」の制定及び会議の設置 1998 (平成 10) 年 「外国人市民代表者会議条例」の制定及び会議の設置 1998 (平成 10) 年 「川崎市在日外国人教育基本方針」を改定し、「川崎市外国人教育基本方針ー多文化共生の社会をめざして一」を制定 2000 (平成 12) 年 「川崎市人権施策推進指針」の策定「川崎市居住支援制度」の開始 2005 (平成 17) 年 「川崎市多文化共生社会推進指針」の策定 2007 (平成 19) 年 「川崎市多文化共生社会推進指針」の策定 2008 (平成 20) 年 「川崎市人権施策推進基本計画」の策定 2014 (平成 26) 年 川崎市外国人市民意識実態調査の実施 2015 (平成 27) 年 「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」の改定	1975 (昭和 50)	年	市営住宅入居資格の国籍条項撤廃、児童手当の支給開始
1988 (昭和 63) 年 川崎市ふれあい館の開設 1989 (平成元) 年 財団法人川崎市国際交流協会設立 1990 (平成 2) 年 外国人市民施策推進のための 24 項目の検討課題をまとめる 1993 (平成 5) 年 川崎市外国籍市民意識実態調査の実施 外国人市民施策調査研究委員会から「川崎市国際政策のガイドラインづくりのための 53 項目の提言」を答申 1994 (平成 6) 年 外国人高齢者福祉手当、外国人心身障害者福祉手当の支給開始川崎市国際交流センターの開設川崎市外国籍市民意識実態調査 (面接調査)の実施 1996 (平成 8) 年 市職員採用の国籍条項撤廃 (消防士を除く)「川崎市外国人市民代表者会議条例」の制定及び会議の設置 1998 (平成 10) 年 「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」を策定「川崎市在日外国人教育基本方針」を改定し、「川崎市外国人教育基本方針ー多文化共生の社会をめざして一」を制定 2000 (平成 12) 年 「川崎市人権施策推進指針」の策定「川崎市住宅基本条例」の制定、「川崎市居住支援制度」の開始 2005 (平成 17) 年 「川崎市多文化共生社会推進指針」の策定 2007 (平成 19) 年 「川崎市の大権施策推進基本計画」の策定 2008 (平成 20) 年 「川崎市の大権施策推進基本計画」の策定 2014 (平成 26) 年 川崎市外国人市民意識実態調査の実施 2015 (平成 27) 年 「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」の改定	1986 (昭和61)	年	「川崎市在日外国人教育基本方針―主として在日韓国・朝鮮人教育―」の制
1989 (平成元) 年 財団法人川崎市国際交流協会設立 1990 (平成2) 年 外国人市民施策推進のための 24 項目の検討課題をまとめる 1993 (平成5) 年 川崎市外国籍市民意識実態調査の実施 外国人市民施策調査研究委員会から「川崎市国際政策のガイドラインづくりのための 53 項目の提言」を答申 1994 (平成6) 年 外国人高齢者福祉手当、外国人心身障害者福祉手当の支給開始川崎市国際交流センターの開設川崎市外国籍市民意識実態調査 (面接調査)の実施 1996 (平成8) 年 市職員採用の国籍条項撤廃 (消防士を除く)「川崎市外国人市民代表者会議条例」の制定及び会議の設置 1998 (平成10) 年 「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」を策定「川崎市在日外国人教育基本方針」を改定し、「川崎市外国人教育基本方針ー多文化共生の社会をめざして一」を制定 2000 (平成12) 年 「川崎市人権施策推進指針」の策定「川崎市住宅基本条例」の制定、「川崎市居住支援制度」の開始 2005 (平成17) 年 「川崎市多文化共生社会推進指針」の策定 2007 (平成19) 年 「川崎市人権施策推進基本計画」の策定 2008 (平成20) 年 「川崎市の人権施策推進基本計画」の策定 2014 (平成26) 年 川崎市外国人市民意識実態調査の実施 2015 (平成27) 年 「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」の改定			定
1990 (平成 2) 年   外国人市民施策推進のための 24 項目の検討課題をまとめる   1993 (平成 5) 年   川崎市外国籍市民意識実態調査の実施   外国人市民施策調査研究委員会から「川崎市国際政策のガイドラインづくりのための 53 項目の提言」を答申   1994 (平成 6) 年   外国人高齢者福祉手当、外国人心身障害者福祉手当の支給開始   川崎市国際交流センターの開設   川崎市外国籍市民意識実態調査 (面接調査) の実施   市職員採用の国籍条項撤廃 (消防士を除く)   「川崎市外国人市民代表者会議条例」の制定及び会議の設置   1998 (平成 10) 年   「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」を策定   「川崎市在日外国人教育基本方針」を改定し、「川崎市外国人教育基本方針ー多文化共生の社会をめざして一」を制定   2000 (平成 12) 年   「川崎市人権施策推進指針」の策定   「川崎市住宅基本条例」の制定、「川崎市居住支援制度」の開始   2005 (平成 17) 年   「川崎市多文化共生社会推進指針」の策定   2007 (平成 19) 年   「川崎市人権施策推進基本計画」の策定   2008 (平成 20) 年   「川崎市み文化共生社会推進指針」の改定   「川崎市自民投票条例」の制定   2014 (平成 26) 年   川崎市外国人市民意識実態調査の実施   2015 (平成 27) 年   「川崎市人権施策推進基本計画 「人権かわさきイニシアチブ』」の改定   2015 (平成 27) 年   「川崎市人権施策推進基本計画 「人権かわさき 2015 (平成 27) 年   111 年 1 日本 2015 日	1988 (昭和63)	年	川崎市ふれあい館の開設
1993 (平成 5) 年   川崎市外国籍市民意識実態調査の実施   外国人市民施策調査研究委員会から「川崎市国際政策のガイドラインづくりのための 53 項目の提言」を答申   1994 (平成 6) 年   外国人高齢者福祉手当、外国人心身障害者福祉手当の支給開始   川崎市国際交流センターの開設   川崎市外国籍市民意識実態調査 (面接調査)の実施   市職員採用の国籍条項撤廃 (消防士を除く)   「川崎市外国人市民代表者会議条例」の制定及び会議の設置   1998 (平成 10) 年   「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」を策定   「川崎市在日外国人教育基本方針」を改定し、「川崎市外国人教育基本方針   を改定し、「川崎市外国人教育基本方針   を改定し、「川崎市外国人教育基本方針   を改定し、「川崎市の本国の・本の・本の・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・	1989 (平成元):	年	財団法人川崎市国際交流協会設立
外国人市民施策調査研究委員会から「川崎市国際政策のガイドラインづくりのための53項目の提言」を答申 1994(平成6)年 外国人高齢者福祉手当、外国人心身障害者福祉手当の支給開始川崎市国際交流センターの開設川崎市外国籍市民意識実態調査(面接調査)の実施 1996(平成8)年 市職員採用の国籍条項撤廃(消防士を除く)「川崎市外国人市民代表者会議条例」の制定及び会議の設置 1998(平成10)年「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」を策定「川崎市在日外国人教育基本方針」を改定し、「川崎市外国人教育基本方針」を改定し、「川崎市外国人教育基本方針」を改定し、「川崎市外国人教育基本方針」を改定し、「川崎市の本産をめざして一」を制定 2000(平成12)年「川崎市人権施策推進指針」の策定「川崎市住宅基本条例」の制定、「川崎市居住支援制度」の開始 2005(平成17)年「川崎市多文化共生社会推進指針」の策定 2007(平成19)年「川崎市人権施策推進基本計画」の策定 2008(平成20)年「川崎市人権施策推進基本計画」の策定 2014(平成26)年 川崎市外国人市民意識実態調査の実施	1990 (平成2):	年	外国人市民施策推進のための 24 項目の検討課題をまとめる
のための 53 項目の提言」を答申 1994 (平成 6) 年	1993 (平成5):	年	川崎市外国籍市民意識実態調査の実施
1994 (平成 6) 年   外国人高齢者福祉手当、外国人心身障害者福祉手当の支給開始   川崎市国際交流センターの開設   川崎市外国籍市民意識実態調査 (面接調査) の実施   1996 (平成 8) 年   市職員採用の国籍条項撤廃 (消防士を除く)   「川崎市外国人市民代表者会議条例」の制定及び会議の設置   1998 (平成 10) 年   「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」を策定   「川崎市在日外国人教育基本方針」を改定し、「川崎市外国人教育基本方針一多文化共生の社会をめざして一」を制定   2000 (平成 12) 年   「川崎市人権施策推進指針」の策定   「川崎市住宅基本条例」の制定、「川崎市居住支援制度」の開始   2005 (平成 17) 年   「川崎市多文化共生社会推進指針」の策定   2007 (平成 19) 年   「川崎市人権施策推進基本計画」の策定   2008 (平成 20) 年   「川崎市多文化共生社会推進指針」の改定   「川崎市自民投票条例」の制定   2014 (平成 26) 年   川崎市外国人市民意識実態調査の実施   2015 (平成 27) 年   「川崎市人権施策推進基本計画   「人権かわさきイニシアチブ』」の改定			外国人市民施策調査研究委員会から「川崎市国際政策のガイドラインづくり
川崎市国際交流センターの開設 川崎市外国籍市民意識実態調査(面接調査)の実施 1996 (平成8) 年 市職員採用の国籍条項撤廃 (消防士を除く) 「川崎市外国人市民代表者会議条例」の制定及び会議の設置 1998 (平成10) 年 「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」を策定 「川崎市在日外国人教育基本方針」を改定し、「川崎市外国人教育基本方針一多文化共生の社会をめざして一」を制定 2000 (平成12) 年 「川崎市人権施策推進指針」の策定 「川崎市住宅基本条例」の制定、「川崎市居住支援制度」の開始 2005 (平成17) 年 「川崎市多文化共生社会推進指針」の策定 2007 (平成19) 年 「川崎市人権施策推進基本計画」の策定 2008 (平成20) 年 「川崎市多文化共生社会推進指針」の改定 「川崎市住民投票条例」の制定 2014 (平成26) 年 川崎市外国人市民意識実態調査の実施 2015 (平成27) 年 「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」の改定			のための 53 項目の提言」を答申
川崎市外国籍市民意識実態調査(面接調査)の実施	1994 (平成6):	年	外国人高齢者福祉手当、外国人心身障害者福祉手当の支給開始
1996 (平成 8) 年   市職員採用の国籍条項撤廃 (消防士を除く)			川崎市国際交流センターの開設
「川崎市外国人市民代表者会議条例」の制定及び会議の設置 1998 (平成 10) 年 「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」を策定 「川崎市在日外国人教育基本方針」を改定し、「川崎市外国人教育基本方針一多文化共生の社会をめざして一」を制定 2000 (平成 12) 年 「川崎市人権施策推進指針」の策定 「川崎市住宅基本条例」の制定、「川崎市居住支援制度」の開始 2005 (平成 17) 年 「川崎市多文化共生社会推進指針」の策定 2007 (平成 19) 年 「川崎市人権施策推進基本計画」の策定 2008 (平成 20) 年 「川崎市多文化共生社会推進指針」の改定 「川崎市住民投票条例」の制定 2014 (平成 26) 年   川崎市外国人市民意識実態調査の実施 2015 (平成 27) 年 「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」の改定			川崎市外国籍市民意識実態調査(面接調査)の実施
1998 (平成 10) 年   「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」を策定   「川崎市在日外国人教育基本方針」を改定し、「川崎市外国人教育基本方針一多文化共生の社会をめざして一」を制定   2000 (平成 12) 年   「川崎市人権施策推進指針」の策定   「川崎市住宅基本条例」の制定、「川崎市居住支援制度」の開始   2005 (平成 17) 年   「川崎市多文化共生社会推進指針」の策定   2007 (平成 19) 年   「川崎市人権施策推進基本計画」の策定   2008 (平成 20) 年   「川崎市多文化共生社会推進指針」の改定   「川崎市自民投票条例」の制定   2014 (平成 26) 年   川崎市外国人市民意識実態調査の実施   2015 (平成 27) 年   「川崎市人権施策推進基本計画   「人権かわさきイニシアチブ』」の改定	1996 (平成8):	年	市職員採用の国籍条項撤廃(消防士を除く)
「川崎市在日外国人教育基本方針」を改定し、「川崎市外国人教育基本方針 多文化共生の社会をめざして一」を制定   2000 (平成 12) 年			「川崎市外国人市民代表者会議条例」の制定及び会議の設置
多文化共生の社会をめざして一」を制定         2000 (平成 12) 年       「川崎市人権施策推進指針」の策定 「川崎市住宅基本条例」の制定、「川崎市居住支援制度」の開始         2005 (平成 17) 年       「川崎市多文化共生社会推進指針」の策定         2007 (平成 19) 年       「川崎市人権施策推進基本計画」の策定         2008 (平成 20) 年       「川崎市多文化共生社会推進指針」の改定 「川崎市住民投票条例」の制定         2014 (平成 26) 年       川崎市外国人市民意識実態調査の実施         2015 (平成 27) 年       「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」の改定	1998 (平成 10)	年	「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」を策定
2000 (平成 12) 年       「川崎市人権施策推進指針」の策定 「川崎市住宅基本条例」の制定、「川崎市居住支援制度」の開始         2005 (平成 17) 年       「川崎市多文化共生社会推進指針」の策定         2007 (平成 19) 年       「川崎市人権施策推進基本計画」の策定         2008 (平成 20) 年       「川崎市多文化共生社会推進指針」の改定 「川崎市住民投票条例」の制定         2014 (平成 26) 年       川崎市外国人市民意識実態調査の実施         2015 (平成 27) 年       「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」の改定			「川崎市在日外国人教育基本方針」を改定し、「川崎市外国人教育基本方針―
「川崎市住宅基本条例」の制定、「川崎市居住支援制度」の開始 2005 (平成 17) 年 「川崎市多文化共生社会推進指針」の策定 2007 (平成 19) 年 「川崎市人権施策推進基本計画」の策定 2008 (平成 20) 年 「川崎市多文化共生社会推進指針」の改定 「川崎市住民投票条例」の制定 2014 (平成 26) 年 川崎市外国人市民意識実態調査の実施 2015 (平成 27) 年 「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」の改定			多文化共生の社会をめざして一」を制定
2005 (平成 17) 年 「川崎市多文化共生社会推進指針」の策定         2007 (平成 19) 年 「川崎市人権施策推進基本計画」の策定         2008 (平成 20) 年 「川崎市多文化共生社会推進指針」の改定 「川崎市住民投票条例」の制定         2014 (平成 26) 年 川崎市外国人市民意識実態調査の実施         2015 (平成 27) 年 「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」の改定	2000 (平成 12)	年	「川崎市人権施策推進指針」の策定
2007 (平成 19) 年 「川崎市人権施策推進基本計画」の策定         2008 (平成 20) 年 「川崎市多文化共生社会推進指針」の改定 「川崎市住民投票条例」の制定         2014 (平成 26) 年 川崎市外国人市民意識実態調査の実施         2015 (平成 27) 年 「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」の改定			「川崎市住宅基本条例」の制定、「川崎市居住支援制度」の開始
2008 (平成 20) 年 「川崎市多文化共生社会推進指針」の改定 「川崎市住民投票条例」の制定 2014 (平成 26) 年 川崎市外国人市民意識実態調査の実施 2015 (平成 27) 年 「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」の改定	2005 (平成 17)	年	「川崎市多文化共生社会推進指針」の策定
「川崎市住民投票条例」の制定   2014 (平成 26) 年   川崎市外国人市民意識実態調査の実施   2015 (平成 27) 年   「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」の改定	2007 (平成 19)	年	「川崎市人権施策推進基本計画」の策定
2014 (平成 26) 年   川崎市外国人市民意識実態調査の実施   2015 (平成 27) 年   「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」の改定	2008 (平成 20)	年	「川崎市多文化共生社会推進指針」の改定
2015 (平成 27) 年 「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」の改定			「川崎市住民投票条例」の制定
	2014 (平成 26)	年	川崎市外国人市民意識実態調査の実施
川崎市外国人市民意識実態調査(インタビュー調査)の実施	2015 (平成 27)	年	「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」の改定
			川崎市外国人市民意識実態調査(インタビュー調査)の実施
「川崎市国際施策推進プラン」の策定			「川崎市国際施策推進プラン」の策定
「川崎市多文化共生社会推進指針」2度目の改定			「川崎市多文化共生社会推進指針」2度目の改定

# (2) 川崎市の人権施策の変遷 自治体による恩恵から権利保障へ

当時の川崎市臨海部地域は、ばい煙や狭隘、道路等の未整備など居住に適した地域とは言えなかったが、住宅取得時に受ける差別(外国人には貸さない)や、金銭的事情などから、そこに居住し続けることを余儀なくされていた。また、その生活は貧困であったが、国民年金や児童手当などは国籍条項によって支給されず、行政としても救済の対象と考えられることはなかった。

1971年伊藤市長が誕生し、川崎もこのころ全国に広がっていた「革新自治体」の1つとなった。伊藤市長は就任後、率先して公害対策に取り組むとともに「人間都市川崎」を掲げた。時を同じく、市内在住の在日コリアンを中心とする請願が市議会で採択され、それを受けて国民健康保険の適用(1972)、市営住宅入居資格の国籍条項撤廃、児童手当の

支給開始(1975)など市内外国人市民を行政の対象とする施策が展開さ れるようになった。

日本は、1979年に「国際人権規約」、1985年に「難民の地位に関する 条約 (難民条約) をそれぞれ批准し、内外人平等の原則に基づき国内 法の改正を進める。このころを境に外国人市民も行政施策の対象であり 恩恵ではなく権利保障としての施策展開が求められるという意識が拡が りつつあった。そのようななか、1985年2月に「指紋押捺拒否者を告 発しない | とする伊藤川崎市長の発言は大きな波紋を呼び、川崎市役所 全体が外国人市民を住民ととらえる機運を巻き起こすきっかけとなっ た。この「外国人市民も住民」という考え方は、伊藤市長就任当初、議 会の反対によって成立しなかった「川崎市都市憲章」の「川崎市民」の 定義が「川崎市に住む全ての人(国籍とは無関係)| となっていたこと に見られ、後の「川崎市自治基本条例」に引き継がれている。

# (3) 在日青年たちの運動、教育の保障、活動拠点の整備

1970年、日立製作所の採用試験に合格しながら、国籍を理由に内定 を取り消されたのは就職差別であるとして、在日コリアンの青年が企業 を訴えた「日立就職差別裁判」が提訴され、裁判は1974年に原告の全 面勝訴で確定した。この裁判は、地域でなお差別されている現実を明ら かにするとともに、差別を回避するために通称名を名乗り日本語を日常 語として生活していた朝鮮半島出身者に、「本名を名乗る」「民族教育の 機会を求める」アイデンティティを確立する端緒ともなった。

この裁判の原告もそうであるように、この時期 1970 年代は日本で生 まれ教育を受けた在日2世が社会に出ようとする時期でもあり、新たな 「在日コリアン」というアイデンティティの模索が始まった時期でもあっ た。

在日コリアンの人たちによる、それまでの行政施策展開についての運 動や請願が、個別の権利や給付の保障を求めるものであったのに対し、 教育の場での子どもたちの学習権保障、民族教育の保障を求めるような 政策的要請が1982年から繰り返し提起された。これら行政への働きか けは、桜本地区に保育園を立ち上げた在日大韓基督教会が、その後運営 を担う社会福祉法人として設立した青丘社がその中心となっていた。

桜本地区の保育園では民族教育が保障され、生き生きと育った子ども

が、小学校に上がる段階で通名通学に押しやられ「居場所がない」と訴えるようになった。このような訴えに対して「学校に差別は存在しない」という態度の教育委員会も、1984年3月には、在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する「基本認識(後に方針に発展)」を各学校長、社会教育施設長あてに通知し、4月には、在日コリアンの多住地域である桜本中学校区の3校において、「ふれあい教育」を開始する。翌1985年「川崎市在日外国人教育基本方針-主として在日韓国・朝鮮人教育-」を制定し、「市民一人一人の差別解消のための不断の努力を促していかなければならない」こと、「外国人に対して教育を受ける権利を認め、これらの人々が民族的自覚と誇りを持ち、自己を確立し、市民として日本人と連帯し、相互の立場を尊重しつつ共に生きる地域社会の創造を目指して活動することを保障しなければならないこと」を明確にした。

また、教育方針の要望と同時に「在日コリアンが日本社会の中で人間らしく生きていくこと」「自らのアイデンティティを誇りとして生きること」ができる地域づくりや教育が実践される '場'を求める要望や請願も行政に対して提出され、地域住民との話し合いや行政との協議を繰り返しながら、「在日コリアンのためだけでなく、地域に住んでいる誰もがつどい、交流をする中で、少しずつ地域社会を住みよいものにしていくこと」をめざす施設として1988年に川崎市ふれあい館が開設され、開館2年後の1990年から現在に至るまで青丘社が運営を担っている。

# (4) 外国人市民代表者会議から人権施策推進指針

90年代に入ると、外国人市民の内訳が急速に多様化し、いわゆるニューカマーの課題が大きく取り上げられるようになったことに伴い、市の外国人住民施策の取り組みも多様化した。また、議会では地方参政権、公務員就労の国籍条項撤廃の問題が取り上げられるなど、外国人市民に対する施策は個別の権利保障的性格のものから総合的性格のものへ変化していった。

外国人市民の市政参加・参画については、地方参政権への根強い反対 論などもありなかなか具体策が見いだされなかったが、1994年の「地 方新時代シンポジウム」においてパネリストから紹介されたドイツ・ヘッ セン州およびフランクフルト市の「外国人代表者会議」をモデルとする、 「外国人市民代表者会議」が構想された。1989年に就任した髙橋市長は、 1994年3月の議会での質問に答えて、「地方レベルで参政権実現を盛り 上げ、国に求めさせることが必要であり、市議会に準ずる形で外国人市 民の代表者会議を設置するなど市独自の取り組みを検討していく | 意向 を明らかにした。その後、川崎市議会は「定住外国人の地方参政権の確 立に関する意見書」を1994年10月に採択し、「仮称・外国人市民代表 者会議調査研究委員会 | が設置される。同委員会は、1996年4月に報 告書を提出し、同年 12 月に代表者会議が設置された。「川崎市外国人 市民代表者会議条例」では、代表者会議の設置目的は、「外国人市民の 市政参加を推進し、もって相互に理解しあい、ともに生きる地域社会の 形成に寄与する」(条例1条)こととされている。

代表者会議は、市のすべての外国人市民の代表者として、公募によっ て選考された 26 人以内の代表者で構成され、 2 年間の任期のなかで教 育、情報、住宅、福祉、国際交流、市政参加、防災等に関する協議を行 い市長にあてて提言を提出する。市長は提言を尊重し、全庁的な会議で ある人権・男女共同参画推進連絡会議で協議し、担当局を中心に施策に 反映するよう、取り組むこととなっている。

提言内容は、外国人であるための差別、無権利あるいは権利制限の是 正を求めるものと、独自の文化、価値、アイデンティティの尊重を求め るものに大別できる。施策への反映結果として、たとえば、前者の提言 は住宅入居差別をなくす川崎市住宅基本条例の制定に結びつき、後者の 提言は、国際理解や多文化教育の推進などに生かされている。また、医療・ 年金やビザ更新に関する要求など、地方自治体の権限を超える問題が提 出されることもあり、市は検討の上、それらを管轄の省庁に取り継ぎを 行ってきている。しかし、この間の提言で求められたことがすべて実現 できているわけではないことも事実である。発足から20年が経過し、 提言のなかには同一テーマの繰り返しや重複によって、行政への不満が 示される場合や代表者会議の形骸化が懸念される場面もあったが、差別 のない、人権や多文化の尊重される社会をめざして、その一員として主 体的に参画する代表者会議は現在でも市政の重要な指針の一つとなって いる。

一方、市は、人権を尊重し、共に生きる社会をめざして 2000 年に人 権施策の基本方向を定めた「川崎市人権施策推進指針」を、2007年に は2015 年度までを計画期間とする「川崎市人権施策推進基本計画 | を

策定し人権施策の推進をはかった。さらに、2015年11月に、それまでの「人権教育の推進」「人権意識の普及」「相談・救済、自立支援の充実」「連携協働による取組の推進」という4つの施策の柱に、市職員が今後より一層率先して人権施策に取り組んでいくため「人権研修の充実・推進」を加え「5つの柱」とし、さらに、子どもの人権や男女共同参画などの9項目の分野別施策に、本市が先駆的または独自に取り組んでいる「拉致問題への取組」、「性的マイノリティの人々の人権」、「自殺をめぐる問題への取組」などの施策を加え、「12の分野別施策」を内容とする「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」を策定し、あらゆる施策に人権尊重の視点を反映していくとともに、平等と多様性(ダイバーシティ)を尊重しながら人権施策に取り組むとした。

# 2―――川崎市におけるヘイトスピーチの状況

# (1) 2000 年代に入っての川崎市の動き

2001年4期目をめざした髙橋市長を破って、阿部市長が誕生した。 それまでの市政に対して批判的な姿勢で、「財政危機」を宣言して緊縮 財政や市政の合理化を打ち出した。これまで、展開してきた独自施策に ついて、縮小などは行われなかったが、新たな予算を伴う施策展開も打 ち出されなかった。

さらに、2002年2月「地方新時代」市町村シンポジウムにおいて、外国人市民や外国人市民代表者会議について「地方自治制度では、市民、住民というのは、国籍は関係ないわけですからね、だから、まちづくりなんかについては参加してもらってやっている。川崎市では外国人の市民会議をつくってね、そこでの意見を参考にして、それを政策に取り入れるということをやっているんですが、しかし、それは議会じゃありませんから、正式な決定権限があるわけじゃなくて、あくまでも参考意見ということになるわけですよね」「地方自治が自分たちの地域を自分たちで決定できるような状態になっていればね、なっていれば、外国人であろうと、日本人であろうと、関係なく同じく参政権があっていいと思うんですが。ただ会員と準会員は違うということ、これはやっぱりきちんと区別しておかないといけないと思っています」と発言し、大きな問題となった。

一方で人権施策推進指針を踏まえ、2005年3月には「外国人市民は 共にまちづくりを担うかけがえのない一員であるとの視点から、人権を 尊重し、共に生きるまちづくりをすすめる」として「川崎市多文化共生 社会推進指針」を新たに策定した。指針では、多文化共生社会の実現に 向けた基本的な考え方と施策の具体的推進内容を示し、基本目標を国籍 や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合 い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多 文化共生社会 | の実現において、(1) 人権の尊重 (2) 社会参加の促 進 (3) 自立支援の3つの基本理念を掲げた。

2004年には自治基本条例を制定し、そのなかで「住民」については、「市 内に住所を有する人で、外国人市民の方や法人を含む」とし、さらに「市 民 | について、「住民 | のほか、「市内の事業所に勤務している人や市内 の学校に通学している人、市内で市民活動や事業活動など、さまざまな 活動を行っている個人や団体」とした。

2008年には自治基本条例を踏まえ、その第31条において、住民投票 の投票資格者が「住民」とされていることから、「(自治基本条例の定め る) 住民 | が投票資格者となる住民投票条例を制定した。この住民投票 条例は、居住年数要件などを付したものの外国人市民に投票権を認めた 常設の住民投票条例であり、全国で2番目の事例となった。しかし、実 際には今日までこの条例による住民投票は実施されていない。

このように外国人市民施策は引き続き進展をしていったが、庁内は財 政の緊縮や職員の削減などにより職員の意気は必ずしも上向きではな かった。

# (2) ヘイトスピーチデモへのかかわり

川崎市でのヘイトスピーチおよびデモは、2013年5月頃から行われ るようになり、当初は川崎駅周辺で実施されていた (表 2)。国が 2014年に3回目となる国連勧告を受けても、表現の自由や集会の自由との関 係から法規制に及び腰であったのと同様、川崎市としてこれらのヘイト スピーチやデモ行動に対しては、市長が「許されない」とする見解を表 明するにとどまり具体的な働きかけを行うことはなかった。

また、労働組合としても2002年の阿部市長による「準会員発言」や 2013年の朝鮮学校への補助金の不交付については抗議声明の発表や申

表2 川崎市におけるヘイトスピーチデモに関連する動き

2013年5月12日	「反日極左と不逞外国人から川崎を護るデモ」
	※川崎駅周辺での街宣・デモ行動
	以降、川崎駅周辺でヘイトスピーチデモが繰り返し行われる
2015年2月2日	「反日糾弾 in 川崎皇紀 2673 年」
	川崎駅でヘイトデモ参加者が模造刀による傷害事件を起こす
2015年3月14日	「反日を許すな! 川崎デモ」
	※稲毛公園から川崎駅へのヘイトデモ
	※2月20日に多摩川河川敷で中学1年生の男児が遺体で発見され、その後
	殺害されたものと判明した事件に脈絡なく関連付け、「在日コリアン」に対
	する誹謗中傷が行われる。
2015年11月8日	川崎発!日本浄化デモ【反日を許すな】
	富士見公園ふれあい広場から川崎大師駅へのデモが予定された。
	※関東では新大久保以来のコリアンタウンそのものを標的にしたルート
2016年1月31日	川崎発 日本浄化デモ『第二弾!』【反日を許すな】
2016年3月20日	維新新党・新風による川崎駅前街宣活動
	※デモ参加者が抗議をする人を殴ったとして傷害の容疑で逮捕
2016年6月5日	川崎発 日本浄化デモ『第三弾!』
	※当初予定の会場から中原区の公園に変更
	実際にはデモは出発できず、警察の要請を受けて中止

入れ行動などを行っていたが、この時点ではヘイトスピーチに対して大きな問題意識を抱いていたとは言えない。

しかし、2015年11月の「日本浄化デモ」と称した行動は、それまでの行動と異なり在日コリアンの集住地域を通過するデモコースが設定され、当事者や共に活動をしてきた市民団体、カウンター行動を続けてきた人たちから、多くの不安と懸念が寄せられた。

当日は雨天であったことも重なり、集会参加者は少数、カウンター参加者がはるかに多数だったため、主催者によって事前申請とは異なるルートでのデモ行進が警察と協議の上実行され、桜本地区にデモ隊が入り込むことはなかった。

しかし、同様のデモが 2016 年 1 月 31 日に計画、告知され、実行された。 1 月 31 日のデモは、参加者も 11 月の時の倍の 60 ~ 70 人、カウンター 行動に参加する人はさらに前回の数倍となる 1,000 人近くが集まった。 デモ隊は当初予定されていたコースをたどったが、 桜本地域の入口にあたる交差点でカウンターのシットイン行動によってかろうじて地区への 侵入を食い止め、デモコースを変更させることができた。

しかし、ヘイトスピーチを行いながら当事者の日常生活の場に踏み込もうとする差別・暴力を、「許可された行動」という理由で警察が保護し、 抗議行動の参加者を「道路交通法に違反している」という理由で強制的 に排除した光景は、「多文化共生のまちかわさき」に厳然と差別が存在 していること、そして「権力が差別に加担」したことを示すものとなった。

# (3) 市民ネットワークの成立・「桜本安寧」への連帯

1月31日のデモ告知に危機感を募らせた当事者団体や市民団体は、 ヘイトスピーチは「ともに生きる」ことを実践してきた桜本への挑戦で あり、放置することはできないとして1月18日に「『ヘイト・スピーチ を許さない』かわさき市民ネットワーク | を発足させた。賛同団体は市 民グループや地元の商店街など幅広く多数集まり、川崎市職労も構成メ ンバーとして参加することにした。

市民ネットワークは、31日のヘイトスピーチデモを阻止すべく、23 日に「川崎でのヘイトスピーチを許さない!オールかわさき市民集会| を開催し、ヘイトスピーチが繰り返されることを放置している行政に対 して、差別行為の放置は「差別」、行政は差別の解消を図る義務がある として具体的な対応を求めた。この集会では在日一世やコリアンルーツ の中学生も声を上げ、この問題を長く追っていた地元紙神奈川新聞だけ でなく多くのメディアにも取り上げられた。

1月31日の集会・デモを中止させることはできなかった市民ネット ワークは、その後も市民集会を重ね、ヘイトスピーチが憲法に保障され る表現の自由として許されるものではないこと、川崎・桜本が積み上げ てきた「ともに生きる」まちの歴史や大阪市のヘイトスピーチ禁止条例 について学習を進めるとともに、国際法に照らして国として差別禁止法 を設けていくことの必要性などを訴え続けた。

市職労は3月11日に市長にあてて、被害実態の調査把握、市として ヘイトスピーチを許さないという明確な態度表明、ヘイトスピーチの抑 止・拡散防止に向けた条例制定の3点を求める申入れを行った。

# 3----2016 年 6 月 5 日のデモをめぐって

# (1) 川崎市長による公園使用申請不許可処分

これまで繰り返されたヘイトスピーチデモに対して、市には「公園な どの使用許可を出すのはおかしい」との声も寄せられていたが、同時に 「規制するのはおかしい、表現の自由・集会の自由の侵害になる」との 意見も寄せられていた。

何をヘイトスピーチとするか、使用させないという判断のための根拠は何か、さまざまな議論が行われていたが、5月24日に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が成立したことを受け、5月31日福田市長は、6月5日の公園使用許可申請に対し不許可の処分決定を行った。新しく成立した法を根拠として「当該申請者が、過去において、成立した法で定める言動等を行ってきた事実」「今回も同様の言動等が行われる蓋然性が極めて高い」ことから、「不当な差別的言動から市民の安全と尊厳を守る」ため不許可処分とした。

この処分決定については、差別事象に「中立」はありえず、行政は「差別を許さない」と明確に立場を示すことが重要との視点から好意的に受け止められる反応が多かったが、「行き過ぎ」「(表現や集会の自由という)人権の侵害」「ヘイトスピーチと判断した根拠・定義は何か」との抗議や反対の声も数多く寄せられた。また、市長の記者会見等では、このような申請が他の申請者から行われた場合の対応や、他の施設の利用申請についての対応も問われたが、「川崎市としては、今回の不許可処分が一律的なものではなく、申請のあった事案ごとに法の趣旨に照らして慎重に対応する。」との回答であった。

# (2) 桜本地区におけるデモ禁止の仮処分決定

さらに、桜本を拠点とする社会福祉法人青丘社を債権者として、法人 事務所から半径 500 メートル以内でのヘイトスピーチやヘイトデモを禁 止する仮処分を 5 月 27 日、横浜地裁川崎支部に申し立て、 6 月 2 日に デモ行為禁止の仮処分が決定した。

この決定によって、事実上桜本地域でのヘイトスピーチデモはできないこととなり、地域限定ではあるが「根絶」の第一歩がかなったこととなった。

裁定書のなかで、裁判所は「人格権の侵害行為が、侵害者らによる集会や集団による示威行動などとしてされる場合には、憲法 21 条が定める集会の自由、表現の自由との調整を配慮する必要がある」としながらも、「人格権は、憲法及び法律によって保障されて保護される強固な権利」であるとし、一方、「専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又

は誘発する目的で、公然とその生命身体、自由、名誉若しくは財産に危 害を加える旨を告知し、又は本邦外出身者の名誉を毀損し、若しくは著 しく侮辱するものであることに加え、街官車やスピーカーの使用等の上 記の行為の態様も併せて考慮すれば、その違法性は顕著であるといえる ものであり、もはや憲法の定める集会や表現の自由の保障の範囲外であ ることは明らかしであり、加えて「人格権の侵害に対する事後的な権利」 の回復は著しく困難であることを考慮すると、その事前の差止めは許容 されると解するのが相当しとの判断をくだした。

# (3) デモ当日の様子

6月5日のデモの様子は様々なメディア報道も行われ、現在もイン ターネット上に多くの動画などもアップされていることから、その詳細 は割愛するが、11月、1月のデモの場合と最も異なったのは警察の態 度であった。

それまでは、抗議行動を行うカウンターの人々に対して、強制的に排 除をし、3月20日の川崎駅前ではデモ参加者が傷害事件として逮捕者 が出るような暴力行為に及んでも、静止や仲裁を行うことはなかった。



16年6月5日 シットイン

しかし、この日は「不当な差別的言動は許されない」として新しく成立した法が禁止の対象とする、「差別意識を助長する目的で、公然と危害を加える旨を告知したり、著しく侮蔑したりして地域社会から排除することを扇動する」行為や発言がないかを監視している画面もあった。デモの出発予定時刻には多くのカウンターが集まり、プラカードやのぼりの文言に対して、「その言葉がすでに禁止対象となっているのではないか」と声を上げ、デモの出発を阻止しようと路上に座り込むなどし、一時は交通が混乱する状況もあった。

法成立以前であれば、「道路交通法違反」を掲げた警察が座り込んだ人々を強制的に排除する場面(いわゆるごぼう抜き)もあったが、今回は「皆さんの安全のため車道に出ないでください」と車上から呼びかけるにとどまった。そして、「許可を受けた行為なので、妨害している者を排除しろ」という主催者の要請に対して、「このような混乱が生じている中では、参加者の安全確保が困難であり、中止をしてはどうか」との説得が試みられ、最終的には主催者が「中止」との判断をした。その際も警察が車上から「デモは中止になりました、のぼりやプラカードをおろしてください」と呼びかけ、カウンターの側にも「デモは中止にな



2016年6月5日 シットイン

りました、速やかに歩道に上がってください」と同様に呼びかけた。

この日以降、川崎市内での新たなヘイトスピーチデモは告知されてお らず、ひとまず沈静化したと考えられる。しかし、行動が行われないこ とが差別を解消したことではないことは明らかであり、事実、当事者と してこの間奔走した個人に対する差別的・侮辱的な書き込みがインター ネット上には以前にもまして多数されるようになり、改めてネット規制 も含めた差別根絶のための不断の取り組みが求められる。

# ――これからに向けた取り組み

# (1) 川崎市外国人市民意識実態調査報告書およびインタビュー調査報告書 から

川崎市は2014年におよそ20年ぶりとなる「外国人市民意識実態調 香」を実施し、その結果について2015年3月に公表した、さらに2015 年6月~8月にかけて、調査結果をさらに掘り下げ、書面調査では十分 に聞き取ることのできなかったニーズや意見を把握するために、インタ ビューによる調査を実施し、2016年3月にその結果についても公表し た。

市民意識実態調査のなかでは、「住宅、就労などいくつかの分野で差 別の経験についてもたずねている。そのいずれかの差別と感じる経験を したことのある人は回答者全体の41%、最近1年間の経験をたずねた 項目だけでみると20% |となっている。そして、調査の総括のなかで「回 答者の主観的な認識によって『差別を受けたかどうか』『差別と感じた かどうか』という点が大きく異なる可能性がある。つまり、今回の調査 でははたして差別に関する実態の客観的な把握ができたのかということ に疑問がもたれるかもしれない | 「感覚とかかわる側面は必ずしも今回 の調査で十分にすくいきれていないということも忘れてはならないだろ う。特に、実際に差別を経験した人は、心の傷から自己を守るために意 識的/無意識的に差別を受けたことを否認するという態度をとることも 多くある。今回の調査では差別経験に関する重要なデータが得られたが、 今回の調査結果はあくまでも実態の一部でしかないことは繰り返し述べ ているとおりである」として、このテーマにおける量的把握の限界に言 及しつつ、「差別を受けたと感じる当事者の感覚を重視し、真摯に受け 止めることが重要」「差別経験に関するより多様な実態を明らかにする ためにも、今後、面接調査などが実施されることに期待」と結んでいる。

これを受けて実施されたインタビュー調査では、「どこにいても挑発されるような状況におかれる」(オセアニア、男性、来日25年)から「日本人ではないことで、違う扱いを受けたことはない。嫌がらせを受けたこともない」(ベトナム、男性、来日5年)までの種々の体験が語られた。

具体的にあげられた差別事象の典型は入居差別であった。「入居差別を経験した対象者は多い。昨年度の調査で、外国人であることを理由として断られたという回答の割合は21.3%にとどまったが、今回のインタビュー調査では問題はさらに一般的であることが明らかになった。まず、外国人は不可だと断られたという経験がある」として、具体的には「一般的に問題になるのは保証人の要求である。外国人という理由で特別に保証人を求めるのは明らかに差別の一種である」と日本人には求めない複数の保証人を求めたり、保証人が日本人であることを求める事例があげられている。そして、「住宅問題は、生活の根本とかかわるし、差別が広くみとめられるようだから、対策を講じるべきだろう。『川崎市住宅基本条例』では、入居差別も禁じられているが、その効果は薄いようだ。さらなる対策を検討する必要がある」と結ばれている。

また、ヘイトスピーチについては、「今回のインタビュー調査の中では、その現場に居合わせた人はいなかった」としながらも、「日本でこのようなことが起こっているのは『ぞっとする』という声が聞かれた。」と記されている。

# (2) 条例の制定をめざして再び地域からの多文化共生社会の構築を

このインタビュー調査報告書は、多文化共生の取り組みがいまだ道半ばであることを示しており、「『多文化共生』という言葉には、言語・文化などの出自を異にする外国人が日本語習得を通してコミュニケーション能力を増し、日本の文化・社会生活に適応していくことを指す一方的な用法があるが、むしろ重要なのは、異なる文化や考え方や経験を尊重し、違いを理解し、違いの背後に不平等や偏見があればその解決・克服に努め、共生を可能にしていくことである。日本の文化、社会も共に変わることなしに、多文化共生はありえない」と、その課題を示している。

川崎市は2016年7月13日に、市人権施策推進協議会に対して「差別

や偏見のない社会を実現するための施策の強化」について諮問し、合わ せて、「ヘイトスピーチ対策に関すること」を優先審議事項として2016 年12月末までの報告を求めた。

今後はヘイトスピーチを封じ込めるだけでなく、地域を共に構成し「と もに生きる」主体として相互に認め合う社会の構築が改めて求められる。 市職労は市民ネットワークやこれまでの市民運動・支援活動を担ってき た多くの市民団体ともネットワークを築き、これまで市が積み重ねてき た差別解消施策やそのための条例を包括包含するような「差別禁止(解 消)条例 | の制定を求めて活動をしていきたい。

# 資料①川崎市におけるヘイトスピーチ(差別扇動行為)の抑止を求める 申し入れ

2015 川労調第 14 号 2016 年 3 月 11 日

川崎市長 福田紀彦 様

> 自治労川崎市職員労働組合 中央執行委員長 野坂智也

## 川崎市におけるへイトスピーチ(差別扇動行為)の抑止を求める申し入れ

日頃から、組合員の労働条件の維持改善にご尽力いただき感謝申し上げます。

川崎市は多文化共生のまちづくりを進めるため、国際人権規約の批准を受け 1986 年に全国に先駆けて「在日外国人教育基本方針」を策定し、教育における平等と人権尊重の取り組みを進めてきました。さらに 2005 年には「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定して、それぞれの文化背景や個々の能力を発揮しながら共に生きるまち川崎の担い手として、互いを尊重するまちづくりを進めることを宣言しました。これらの方針や指針は、その後も時代の変化に対応する改定を重ね、川崎市は確実に共に生きるまちとして歩みを重ねてきました。

この間、子どもの権利に関する条例や自治基本条例も制定され、このまちに暮らし、学び、就労する人は等しくその存在を尊重され、互いに認め合いながら、まちづくりの担い手として主体性を発揮しあうことを求め、差別事象の発生などの場合にはその都度問題解決と再発防止の取り組みが重ねられてきました。

しかし、最近、社会の右傾化や閉塞感から在日韓国朝鮮人への差別感情を煽る行為であるヘイトスピーチデモが川崎市において、とりわけ川崎区臨海部を標的に複数回実施されています。このような行為は、地域の歴史的背景を踏まえれば到底看過・放置できることではなく、2016年1月には「ヘイトスピーチを許さない」かわさき市民ネットワークが結成され、市民集会も開催されました。

ヘイトスピーチは平等の理念を否定し、在日韓国朝鮮人など特定の人々に対する 憎悪をあおりたて、その自尊心や民族的自我を傷つけ、深刻な被害をもたらすもの であって、人種差別撤廃条約が禁止している人種差別に該当する行為であり、川崎 市がこれまで築いてきた多文化共生のまちづくりを否定し、互いに尊重し共に生き るまちを破壊する行為です。

大阪市では、2016年1月ヘイトスピーチの抑止と市の姿勢表明を目的として「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」が制定されました。

川崎市が多文化共生、共に生きるまちづくりへの歩みを止めないために、市職労として下記の三点について申し入れますので、3月25日までに文書にて誠意ある回答をいただきますようお願いいたします。

1 在日韓国朝鮮人など特定の人々を誹謗中傷し、平等の立場での性格を妨害する とともに、市民としての平等の地位を奪うことを目的とするヘイトスピーチデモ という差別的行為が川崎市臨海部を標的に複数回実施されている。

人々に不安感や嫌悪感を与え、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせ るなどの具体的な被害が発生しており、その実態について調査把握を行うこと。

- 2 川崎市がこれまで築いてきた多文化共生のまちづくりを否定し、互いに尊重し 共に生きるまちを破壊する行為であるヘイトスピーチデモは許さない、という姿 勢を川崎市として明確に表明すること。
- 3 大阪市の「ヘイトスピーチ(差別扇動行為)規制条例 にならい、川崎市にお いても抑止・拡散防止のための条例制定を進めること。

# 資料②川崎市におけるヘイトスピーチ (差別扇動行為) の抑止を求める 申し入れについて (回答)

27川市人第768号 平成28年3月25日

自治労川崎市職員労働組合 中央執行委員長 野坂智也 様

川崎市長 福田紀彦

# 川崎市におけるヘイトスピーチ (差別扇動行為) の 抑止を求める申し入れについて (回答)

2016年3月11日付け2015川労調第14号により申入れのありました標 記の件について、次のとおり回答します。

記

1 在日韓国朝鮮人など特定の人々を誹謗中傷し、平等の立場での性格を妨害する とともに市民としての平等の地位を奪うことを目的とするヘイトスピーチデモと いう差別行為が川崎市臨海部を標的に複数回実施されている。

人々に不安感や嫌悪感を与え、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせるなどの具体的な被害が発生しており、その実態について調査把握を行うこと。

回答:平成27年度は、法務省がデモの発生状況や発言内容等を把握するため、デモが行われた地域の住民などを対象とした面談調査を行い、本市としても、関係者の紹介や昨年度本市が行った外国人市民意識実態調査結果を提供するなど、協力をしたところです。

また、平成28年度は、法務省がヘイトスピーチを含む外国人を巡る人権問題 全般についての外国人住民意識調査として書面による調査が行われることとなっ ております。本市も、調査が円滑に進むよう連携・協力するとともに、差別の実 態などが把握できるよう、調査項目等について協議してまいりたいと存じます。

- 2 川崎市がこれまで築いてきた多文化共生のまちづくりを否定し、互いに尊重し 共に生きるまちを破壊する行為であるヘイトスピーチデモは許さない、という姿 勢を川崎市として明確に表明すること。
- **回答**:本市はこれまでも、人種、国籍などで排斥する、いわゆるヘイトスピーチについては、許せないものであると機会あるごとに発信しております。

また、本市では、平成27年3月に「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」を改定し、「あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止」を基本理念のひとつに掲げ、「差別的言動(ヘイトスピーチ)が行われることのないよう、広報・普及の充実を図る」とし、ポスターの本庁舎等への掲出、「R川崎駅東西

自由通路河川表示板や市ホームページでの広報など啓発にも努めているところで あり、今後も一層の広報に努め、市の姿勢を明らかにしてまいります。

- 3 大阪市の「ヘイトスピーチ (差別扇動行為) 規制条例」にならい、川崎市にお いても抑止・拡散防止のための条例制定を進めること。
- 回答: ヘイトスピーチなどによる人権侵害の問題は国全体でしっかり取り組むべき ことであり、何よりも必要な法制度を整えることが重要であると考えており、3 月14日に、法整備等による実効性のある対策を国に要望したところですが、へ イトスピーチへの対応については、川崎市人権施策推進協議会をはじめ、様々な 皆様から御意見をいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

# 資料③ヘイト許さない(川崎市職労 2016 年2月5日号)

はいけないと再確認した。社

1968年に在日外国人教育

さべつするの

(1) 2016年2月5日

差別のないかわさき 共生のかわさきを

川崎 市 職 労

と訴えた。

に、市と市民が協力して対抗

していかなければならない」

ち

殺人を公言する暴力集団

伝統がある。誤解と偏見に満 ける他民族共生の素晴らしい の誇りだった。川崎南部にお 全国の先駆けであり、川崎市 基本方針を制定した。これは

第1831号

# 市と市民が協力して対抗を

オールかわさき 民 集 숲

市

ことがどれだけつらく、 力強く訴えた。 力を世界に届けていこう」と オール川崎。川崎から新しい 性別を超えてつながったのが いか」と述べ、「世代、民族、 弁護士の金哲敏(キム・チ

トラジの会のハルモニ(おば

述べた。桜本・浜町地区から イトスピーチに対する考えを 登壇し、それぞれの立場で^

題にすり替わってきている」 を規制していいのかという問 イトスピーチとは人種差別の 法律家の観点で講演し、「へ 表現の一部の形態だが、表現 イトスピーチ規制」と題して ョルミン)さんは「地方公共 差別撤廃条約、京都朝鮮学校 と語り、大阪市の条例や人種 団体の人種差別撤廃義務とへ どい状況でした。差別はやめ へら笑い、手招きをしていま ろと言いたいのに彼らはへら 像以上にヘイトスピーチはひ たりにしたときのことを「想 れたヘイトスピーチを目の当 年は昨年11月に川崎区で行わ げ登壇。在日3世の10代の少 するの」と書いた横断幕を掲 あさん) は「どうしてさべつ

最後に、川崎市教職員組合

ーチに抗議するカウンターな

生を求める市民やヘイトスピ

を上げた。神奈川県警に守ら ど約1000人が参加して市

三千億円にもな たが、その額は の対象から外れ 費税の軽減税率

した。隣にいたオモニ(母

に触れ、「ヘイトスピーチに 襲撃事件の裁判所の判断など

ヘイトスピーチ根絶を訴え市 議会情勢を報告した飯塚市議

**\rightarrow** 締めくくった。 (中央執行委員/星貴之)

に運動していこう」と集会を 街になるよう、これからさら が差別のない楽しく暮らせる なければいけない」「川崎市 そこに差別があることを知ら の門倉委員長が「私たちは、 ながらに語った。

> 一側の体を張った抗議行動を 区に迫ったところでカウンタ れたヘイトデモ隊は、桜本地

> > 国であることの証明ともい るという。日本がグルメ大

長に対して「ヘイトスピーム 前にUターンした。

る。約20年前、売れない新

印象に残っている映像があ

する情報があふれている▼ 世の中にはそれらに関

市民ネットワークは川崎市

 $\Diamond$ 

差別団体は1月31日、

トデモを川崎区で強行した。 人権宣言を要求市長に対して

ヘイト抑止条例 崎でも対策を

されるわけがない」。 は進んでいない。1月23日 川崎市のヘイトデモ対策

のんびり地球人 君たちと一緒に 非正規の組織10万人を 想定外なくすには原発の廃絶 本人のフリをして歩いている ストップブルト神奈川が総会 まさおパパの子育て日記 自治労が総決起集会 高策協議会委員の阿部告己 4面 3面 2面 2面

発行所 治勞川崎 過勞働組合 川崎市川崎区 東田町5番地1 話(200)2600~ 行 萩原周子 任者 木沢 睦 定価 1 都10円 (知今日の開華91/4)

定価 1 部10円 (組合員の購読料は) 組合費の中に含む

#### テレビ放送記念日

1953年2月1日、NHK東 京放送局が日本初のテレビの本放送を開始した。

ģ

分

ŋ

**美國**罗尼亞斯里爾 2月1 E テレビ放送記念日

(神奈川大学教授) さんらが

親)は泣いていました」 と涙 流 V 物事 さないで 決しよう ないこと これに対し差別を糾弾し、 汗 ٤

外食産業が消 まんが:井上寛之

(経済支部/経済労働局計量検査所)

#### が上映されたが、暴言が飛び 交う様子を改めて見た参加者 民らがヘイトスピーチの規制を訴えた。 84の賛同団体(集会当日までの数)や在日コリアンの地域住 23日に開かれた。約300人の参加者が会場を埋め尽くし、 のヘイトスピーチを許さない!オール川崎市民集会」が1月 の禁止へ向かう風潮が強まる中、川崎市労連会館で「川崎で ているヘイトスピーチの映像 スピーチ抑止条例」が制定された。社会が民族差別的な言動 集会冒頭には全国で行われ ヘイトスピーチの抑止を目ざし大阪市で全国初の「ヘイト ヘイトスピーチを許して は在日コリアンの学校で起き 差別について語り、「川崎市 田寛雄会長が川崎市での民族 た子どもたちの差別を通じ、 会福祉法人青丘社後接会の関

# スゴ)さんは「在日の人たち ト共同代表の辛淑玉(シン・ 安を抱えて生きている。日本 は社会でさまざまなことに不 川崎から新しい力を 在日三世で、のりこえネッ

それなのにある日、『お前は 日本人と一緒に生きてきた。 日本人と同じように勉強し、 語しか知らず、日本の社会で 国家の敵だ。日本はお前を愛 と述べた。 めて議論することが重要だ 関係が難しい。賛成の人も反 対する規制は言論の自由との 対の人も広く多様な意見を集

# 差別をやめろ なぜ差別する

桜本や浜町のハルモニも

高柳としやさん、川崎市人権 川崎、さいたま市議会議員の では賛同団体であるクラック 集会の後半のリレートーク

していない。お前は死んでも

いい』と言われる。ヘイトス

ピーチが行われている横を日

「川崎から新しい力を世界に」と取り組みの強化 を訴えた辛淑玉さん 大阪市 所や方法によって誹謗(ひ 排除する目的で、不特定多 条例』は、規制の対象を「特 ほう)中傷する」表現活動 数の者が内容を知り得る場 定の人種や民族を社会から した『ヘイトスピーチ抑止

へイトスピーチに対し「r と市民が協力して対抗を」 と述べた関田会長

大阪市が1月15日に制定 亩 初の

で構成する市の審査会が内 告を受け、弁護士や法学者 散行為も含む。 動画サイトへの投稿など拡 と定義した。これらを記録 容を調査し、 したDVDの販売や上映、 被害にあった人からの申 市長がヘイト

対応が早急に求められる。 されないものが、川崎で許 が思い出される。「大阪で許 の市民集会で中学生の発言

除を要請するとしている。 どもプロバイダーなどに削 の内容や実施した団体、 インターネット上の動画な スピーチと判断すれば、 人名を公表するとしている。 個

にご協力をお願いしたい を行っている。職場での署名 根絶のための基本行動計画 さない、人権の街・川崎 策定と一ヘイトスピーチを許 言」を行うよう求め署名活動 ら、急に食いたくなってき とか▼やばい、書いていた 事がハンパーガー▼一口頬 は一見にしかずとはこのこ より美味そうだった。百聞 り、どんなグルメレポート ら味わっていることがわか 過ごし、その後に取った食 は、3日間飲まず食わずで 断に挑む番組。旅の途中、 た。パーガー食いたい。 など必要とせず、心の底か 情は一切の味の解説や感想 ないのだが、その恍惚の表 気の利いたコメントひとつ きにして「あー」と罹息。 張り、目を閉じ、口を半開 持ち金を使い果たした彼ら イクでユーラシア大陸の横 人お笑いコンピがヒッチハ

(1 3 0 R

# 資料④「体張り差別阻止」(神奈川新聞社提供、2016年2月1日付)



桜本地区につながる交差点で身をていし モの侵入を阻止するカウンターの人たち

.」 川崎市川崎区

を持つ人たちが違いを認め 暴力を扇動するヘイトスピ

(石橋学、塩山麻美

ンターら約500人が集ま ヘイトデモに反対するカウ 規模な抗議行動が展開され たヘイトスピーチデモが31 川崎市桜本地区を標的にし の、「在日の街」を目がけ は目前で阻止されたもの

在日コリアンが集住する

がった。集住地区への侵入

げ出していく。道路をふさ

加を呼び掛けた。

デモの集合場所の公園で

り、デモ隊の前に立ちふさ一の「みんな、手をつなごう」 る大島3丁目交差点。女性 と自体への批判が高まっ た差別デモが許可されたこ 左に折れれば桜本に通じ

ンするとJR川崎駅へと向 | ぐシットイン。「県警はコ かっていった。「けが人が 崎署はそう説明した。 出てはいけないので」。 ほどなく動きだし、Uター ースを変えさせろ」の叫び 声。足止めされたデモ隊は 一嫌いな朝鮮人に何を言 市民が取り囲み、「差別を 握った在日コリアン1世の やめろ」と連呼。マイクを は約60人の参加者を抗議の

年代から取り組まれ、さま そうという運動が1970 日コリアンへの差別をなく った」と身をていした。在 としても止めなければと思 団。同区に住む男性(39)は りを進むヘイトデモの一 ったって構わないんだ」と ざまなルーツ、文化的背景 いう街か理解している。何 差別言動を叫びながら大通 一地元住民なら桜本がどう 中学生が「ヘイトスピーチ るべきで、この街でデモを た人権の取り組みを考慮す てきた。地元警察もそうし づくりは40年かけてなされ の運動に携わってきた女性 の、ここ2回は在日コリア 実施こそ阻止されたもの は12回目を数え、桜本での の中をつくってくれると大 ハルモニ (おばあさん) や 許可すること自体がおかし (59)は「差別を許さない街 っている。地域で差別撤廃 ンが多く暮らす臨海部を通 人を信じます」と訴えた。 の根絶を」「差別のない世 川崎市内でのヘイトデモ

神奈川

# 川崎・桜本ヘイトデモ許可に 疑問

の声にはじかれるように一 人また一人と路上に体を投 を結成し、デモが予告され たこの日、抗議行動への参 ない』かわさき市民の会」 るデモが計画され、やはり 津崎尚道氏により桜本を通 うとする。 スが変更となった。その後、 「『ヘイトスピーチを許さ 人規模な抗議によって<br />
コー 00を超える市民団体が 昨年11月にも今回同様、